

京都脱原発訴訟原告団第4回総会

脱原発訴訟の現状と展望

～高浜原発3、4号機運転禁止仮処分
決定・異議審決定の意義～

2016.7.24

於 ハートピア京都

滋賀弁護士会弁護士 井戸謙一

1

自己紹介

- 1954年 大阪生まれ
- 1979年 裁判官任官
- 全国各地の裁判所で勤務（2011～2014 2018～2022 京都地裁）
- 2006年3月24日金沢地裁で裁判長として、北陸電力志賀原発2号機の運転差止め訴訟で請求認容判決を言い渡す。
- 2011年3月31日 退官

現在 滋賀弁護士会所属弁護士

（弁護士として担当している主な事件）

- (1) 子ども脱被ばく裁判（福島地裁）
- (2) 若狭の原発の運転禁止請求事件（本訴・仮処分）（大津地裁・大阪高裁）
- (3) 福島からの自主避難者の東電に対する損害賠償請求事件（大阪高裁）
- (4) 函館市のJパワー・国に対する大間原発建設差止め訴訟（東京地裁）
- (5) 湖東記念病院人工呼吸器事件再審請求（大阪高裁）

大津地裁

2016.3.9高浜3、4号機
運転禁止仮処分決定

2016.6.17 執行停
止申立て却下決定



2016.7.12 仮処分異
議を退ける決定



3

福島原発事故前の主な原発訴訟
(3・11当時)

提訴年	対象原発	請求内容	一審	二審	最高裁
1973	伊方原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1973	東海第二原発	設置許可取消	×	×	×
1975	福島第二原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1976	伊方原発2号機	設置許可取消	×		
1979	柏崎刈羽原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1981	女川原発1、2号機	建設・運転差止め	×	×	×
1985	もんじゅ	設置許可無効確認	×	●	×
1985	もんじゅ	建設・運転差止め	×		
1988	志賀原発1号機	建設・運転差止め	×	×	×
1988	泊原発1、2号機	建設・運転差止め	×		
1989	六ヶ所村ウラン濃縮工場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村低レベル放射性廃棄物処分場	事業許可取消	×	×	×
1989	六ヶ所村高レベル放射性廃棄物貯蔵施設	事業許可取消 (審理中)			
1989	六ヶ所村再処理工場	事業許可取消 (審理中)			
1991	福島第二原発3号機	建設・運転差止め	×	×	×
1999	志賀原発2号機	建設・運転差止め	●	×	×
1999	島根原発1、2号機	建設・運転差止め	×	(審理中)	
2003	浜岡原発1～4号機	建設・運転差止め	×	(審理中)	
2010	大間原発	設置許可取消 建設差止め		(審理中)	
2010	玄海原発3号機	MOX燃料使用差止め (審理中)			

福島第一原発事故後の裁判所の変化
(運転等差止め請求権の有無について判断したもの)

- ① 大阪地裁H25.4.16決定(大阪仮処分)却下
- ② 福井地裁H26.5.21判決(大阪本訴)認容
- ③ 佐賀地裁H27.3.20判決(玄海MOX燃料使用差止)却下
- ④ 福井地裁H27.4.14決定(高浜仮処分)認容
- ⑤ 鹿児島地裁H27.4.22決定(川内仮処分)却下
- ⑥ 福井地裁H27.12.24決定(高浜仮処分異議)却下
- ⑦ 大津地裁H28.3.9(高浜仮処分)認容
- ⑧ 福岡高裁宮崎支部H28.4.6(川内仮処分)抗告棄却
- ⑨ 福岡高裁28.6.27(玄海MOX燃料使用差止め)控訴棄却
- ⑩ 大津地裁H28.7.12決定(高浜仮処分異議)原決定認可

4勝6敗(福島第一原発事故前は、2勝31敗)

現在の原発差し止め請求訴訟

番号	原告	裁判所	被告	請求内容	審判日
1	島	札幌地裁	北海道電力	廃止訴訟	2011.11.11
2	大間	福岡地裁	電源開発・福	廃止訴訟	2016.7.28
3	大間	東京地裁	電源開発・福	行方禁止・廃止訴訟	2014.4.5
4	六ヶ所(高濃縮貯蔵センター)	青森地裁	国	事業許可取消	1989.8.17
5	六ヶ所(再処理工場)	青森地裁	国	事業許可取消	1989.12.5
6	東海第二	大分地裁	日本電力・関	設置許可無効確認、運転差止め	2012.7.31
7	柏崎刈羽	新潟地裁	東京電力	運転差止め	2012.4.25
8	玄海	佐賀地裁	北陸電力	運転差止め	2012.8.29
9	高浜1、2	名古屋地裁	国	廃止訴訟	2016.6.14
10	大飯3、4	文相	関西電力	運転差止め	2012.11.30
11	大飯・高浜・美濃	大分地裁	関西電力	運転差止め	2013.12.24
12	大飯3、4	大分地裁	関西電力	行方禁止(生命侵害)	2013.1.26
13	大飯3、4	大分地裁	国	運転差止め(精神付)	2012.8.12
14	大飯1～4	東京地裁	関西電力	運転差止め・閉鎖	2012.11.29
15	美濃	東京地裁	中部電力	運転差止め	2002.4.25
16	美濃	静岡地裁	中部電力	廃止訴訟	2011.7.1
17	美濃	静岡地裁(東支)	中部電力	永久停止請求	2011.5.27
18	島根1、2	広島高裁松江支	中部電力	運転差止め	1989.4.8
19	島根3	松江地裁	中部電力	設置許可無効確認、運転差止め	2013.4.24
20	上関	山口地裁	山口県	公有水圏理立免許失効確認	2008.12.2
21	伊方1～3	松山地裁	四国電力	運転差止め	2011.12.28
22	伊方3	松山地裁	四国電力	仮処分	2018.5.21
23	伊方1～3	広島地裁	四国電力	運転差止め	2013.8.11
24	伊方3	広島地裁	四国電力	仮処分	2018.1.11
25	伊方3	大分地裁	四国電力	仮処分	2018.6.29
26	玄海2、3	佐賀地裁	九州電力	仮処分	2011.7.27
27	玄海1～4	佐賀地裁	九州電力	運転差止め	2011.12.27
28	玄海3、4	佐賀地裁	九州電力	運転差止め(申請附付)	2012.11.12
29	玄海1～4	佐賀地裁	九州電力	閉鎖・運転差止め	2012.1.21
30	川内	鹿児島地裁	九州電力	閉鎖・運転差止め	2012.9.25
31	川内	鹿児島地裁	国	設置許可取消	2016.6.12
32	もんじゅ	東京地裁	国	設置許可取消(精神付)	2016.12.25

2016.3.9高浜3, 4号機運転禁止仮 処分事件大津地裁決定 (山本善彦・小川紀代子・平瀬弘子)

【主文】

1. 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1に
おいて、高浜発電所3号機及び同4号機を
運転してはならない。
2. 申立費用は、債務者の負担とする。

↓

3/10 高浜3号機運転停止

7

本件決定の特徴

- 1 福島第一原発事故を踏まえた判断枠組論
- 2 差し止めた理由
 - (1) シビアアクシデント対策の不備(設計思想)
 - (2) 基準地震動700ガルが不十分
 - (3) 大津波の恐れ
 - (4) 使用済み燃料ピットの安全性不十分
 - (5) 実効性のある避難計画がないこと
- ・3特徴
 - (1) 関西電力に立証の高いハードルを課した。
 - (2) 新規制基準の不合理を明確に指摘した。
 - (3) 原発を受け入れるか否かは、専門的判断ではなく、社会的判断であることを明記した。

8

本件決定の意義

- 現実に動いている原発を司法の力で停止させた。
 - 原発隣接県の住民が隣接県の裁判所に申し立て、隣接県の裁判所が原発の運転差止めを命じた。
- ↑ 福島原発事故の被害の広範性が生んだ事態⇒隣接県住民に限りない励ましを与えた⇒今後、同種の訴訟が続々と起こる可能性
- 福島第一原発事故の反省と教訓が判断内容に生かされている。
 - 他の裁判所に与える影響は大きい。

9

異議審決定に至る経緯

- 2016.3.14 関電 保全異議・執行停止申立て
- 2016.3.17 関経連角副会長「なぜ一地裁の裁判官によって国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか。こういうことができないよう速やかな法改正を望む。」
- 2016.3.18 関西電力八木社長「損害賠償請求は逆転勝訴すれば考えられる。」
- 2016.5.10 審尋期日
- 2016.6.10 補充主張提出期限
- 2016.6.17 執行停止申立て却下決定
- 2016.7.12 保全異議審決定

2016.7.12 高浜3, 4号機運転禁止仮処分異議事件大津地裁決定 (山本善彦・小川紀代子・岡田総司)

【主文】

1. 大津地方裁判所平成27年(3)第6号原発再稼働禁止仮処分申立事件について、同裁判所が平成28年3月9日にした仮処分決定を認可する。
2. 保全異議手続費用は、債務者の負担とする。

本件異議審決定の特徴

- 仮処分決定の考え方を維持
- 仮処分決定を批判する関西電力の主張を明確に排斥
- 仮処分決定以上に、住民側の主張を支持

↑

財界の恫喝に対する司法の矜持か！

注目ポイント①

三連動の想定は、安全余裕か？

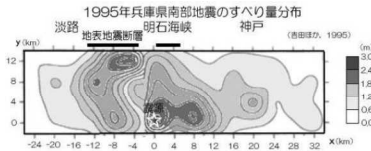


(裁判所)

三連動の可能性を否定できないのであれば、連動した場合の計算をすることは不必要な計算ではなく、当然に考慮すべき計算なのであるから、余裕に当たらない。

注目ポイント②

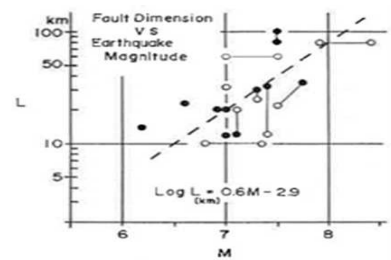
地表地震断層の調査で震源断層の長さがわかるか？



「債務者は、本件各原発の敷地周辺地域は、活断層が繰り返し活動して明瞭な活断層が数多く分布している地域であるから、地表地震断層を調査することにより震源断層を把握することができるというが、その科学的根拠は明らかでなく、また活断層が繰り返し活動することにより地表地震断層として現れてくるのであるとすれば、なお地表にまで達していない断層も存在すると考えざるを得ず、したがって地表地震断層を調査するだけでは震源断層を把握することはできないと言わざるを得ない。」

震源断層を把握する重要性

松田式の基礎データ(1891年～1970年の14地震)



原発の許容性は専門家が判断すべきことなのか

- ・ 3.11前、我が国では過酷事故はあり得ないとされていた。

裁判の争点は、「人格権侵害の具体的危険」の有無⇒具体的には、「過酷事故が起こる可能性があるか?」「危険が社会通念上無視し得る程度に小さいものに保たれているか?」

- ・ 3.11後、我が国でも過酷事故が起こり得ることは、誰もが否定できなくなった。リスクは存在する。したがって「人格権侵害の具体的危険」とは、「**社会が受け入れることができる限度を上回るリスクがあること**」と解釈されるべきである。

では、社会が受け入れることができるリスクの限度を決めることができるのは誰か。少なくとも専門家ではない。市民である。

⇒判断権を専門家から市民が取り返さなければならない。

16

鹿児島地裁H27.4.22決定の社会通念論

- ・ 「求められる安全性」⇒危険性の内容、程度、当該科学技術の効用に照らして社会的に許容できる範囲のものといえるかどうかという基準によって判断することが相当である。
- ・ 「安全目標(炉心溶融頻度10-5/年等)」が達成される場合は、重大事故発生の危険性を「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができると解するのが相当である。
- ・ 新規制基準の内容もこの安全目標を踏まえたものである。

※川内原発は新規制基準に適合している⇒社会的に許容できる安全性を備えている。

- ・ 今後、原子炉施設について更に厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる。

17

福岡高裁宮崎支部H28.4.6決定の社会通念論

当該原発が確保すべき安全性については、我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか、換言すれば、どの程度の危険性であれば容認するかという観点、すなわち社会通念を基準として判断するほかない。

⇒本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映している。

※ 社会通念＝法律の規制内容

18

社会通念と新規制基準

「新規制基準そのものが社会において許容され受け入れるべき危険の限度を画するものとなっているとすることはできない。・・・リスクゼロを求めるものではないが、災害が起こる度に『想定を超える』災害であったと繰り返されてきた過ちに真摯に向き合うならば、本件各原発の立地を含めた安全性のみならず、対策の見落としにより過酷事故が生じる可能性を前提として、致命的な状態を避けうるだけの対策を講ずることが必要である。」

社会通念を決める要素は何か

- 法律の趣旨(必要条件ではあるが、十分条件ではない。)
- 世論の動向
- 過酷事故が起こった時の被害の深刻さ、広範性、持続性
- 事故以外でも、生命や環境を害していること(ウラン採掘、被ばく労働、日常運転による近隣住民の被ばく)
- 原発の公益性(発電の必要性、コスト、電力の安定供給、CO2の削減)
- 将来世代に大変な負担をかけること(使用済み核燃料問題)
- 日本の原発は「バツタモン」であること
- その他

本件仮処分決定・本件異議審決定に通底する考え方

- 福島原発事故の原因は、まだよくわかっていない⇒関電も原子力規制委員会も、津波だけが原因であると決めつけている⇒その前提で作られた新規制基準に適合しても、安全であるとは言えない。
- 自然災害について人類の経験はわずかである。災害のたびに「想定外」が繰り返されてきた。
 - ⇒新規制基準は、十二分の余裕を持ち、見落としがあることを前提として策定されるべき。
 - ⇒その観点に立つとき、電源対策も、使用済み核燃料ピットの安全対策も、基準地震動も、津波想定も不十分。避難計画を記載の対象とするべき。

本件決定の反響

- 2016.7.13 関経連（定例記者会見）

森詳介会長「こうした司法リスクは限りなく小さくする必要がある」「資源エネルギー庁も大きな問題意識をもっており、連携したい」

角和夫副会長「高度に専門的な事案は東京、大阪地裁で管轄するよう民事訴訟法を改正するのが現実的」「原発の稼働判断は行政訴訟に限る、被害が出た段階のみ仮処分を認めることも考えられる」

大津地裁仮処分決定後の動き

- 伊方3号機をめぐる

松山地裁に仮処分、広島地裁に本訴と仮処分、大分地裁に仮処分を新規に申立て

- 川内原発1、2号機をめぐる

福岡地裁に行政訴訟提起（6/10）

- 熊本地震をめぐる

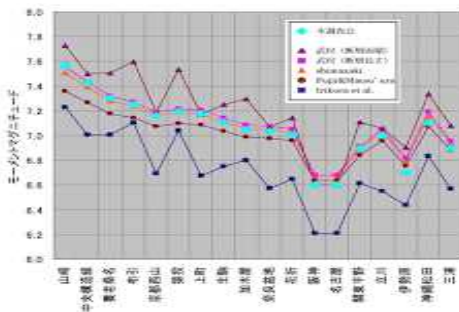
九電、原子力規制委員会に対する不信が増幅

- 島崎名誉教授の大飯原発基準地震動問題の指摘

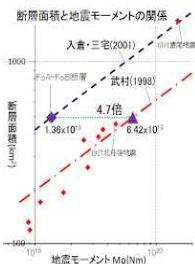
島崎東大名誉教授の警告と 原子力規制委員会の対応

- 2015.5.28 島崎氏 学会で津波想定に入倉・三宅式を使うことに警告
- 2016.2.24 関電 大飯原発訴訟で、「入倉・三宅式が地震動を過小評価するとの住民の主張は理由がない」と主張
- 2016.6.2 島崎氏、金沢支部に陳述書提出「大飯の地震動に影響ある」
- 2016.6.13 島崎氏、共同通信の取材に応じる。「垂直に近い横ずれ断層では問題が大きい。」
- 2016.6.16 田中委員長、島崎氏と面会
- 2016.7.13 原子力規制委員会、武村式による再計算の結果公表
- 2016.7.14 島崎氏、田中委員長宛の書簡公表
- 2016.7.19 田中委員長、島崎氏と面会 → 物別れ
- 2016.7.20 田中委員長 再計算を白紙にする。基準地震動は見直さない。

入倉・三宅式、武村式、その他



入倉・三宅式の問題点



	観測値(10 ¹⁰ Nm)	入倉・三宅(10 ¹⁰ Nm)	(観測値)/(入倉・三宅)
1991年 濃尾地震	180	52	0.29
1930年 北伊豆地震	27	7.9	0.29
2011年 福島県沖地震	11	5.5	0.5
1927年 北丹後地震	46	12	0.26
1943年 鳥取地震	36	9.8	0.27
1945年 三河地震	10	19	1.9
1995年 兵庫県南部地震	24	11	0.46
平均	47.7	16.7	0.35

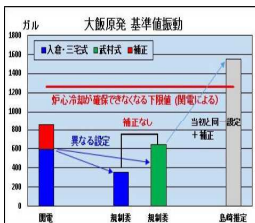
【美浜の会 意見書より借用】

規制庁の再計算結果

(基本ケース 破壊開始点③のみ)

	東西	南北	鉛直
入倉・三宅式	356	346	233
武村式	644	632	405
関電 (入倉・三宅式)	596	428	347

【武村式/入倉式=1.8】



【ブログ「化学業界の話題」より借用】

原発のない日本を実現する道筋

- 動き出す原発を一つずつ止めよう！
司法の力で(高浜・伊方)、政治の力で(川内)
- 司法リスクに直面した私企業は、撤退の選択が現実化する。
- 司法の良心を支えるのも、政治の力を生み出すのも市民
- 当面、原発から撤退しない限り、関電から電気は買わない意思表示をしよう。
- 被ばく問題の軽視とも闘おう！(帰還問題、小児甲状腺がん問題、8000ベクレル/kgの土壌の利用問題)
- 普通の裁判官が普通に原発の運転を差し止めることができる時代が幕を開けようとしている。特別な裁判官でない限り、勝つチャンスはある。
- **この国のありようを決めるのは市民であり、消費者である！**